

認 第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月10日提出

野田市長 鈴木 有

専 決 処 分 書

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第16号

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条の4中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第26条の6第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第33条の7第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第55条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の」に改める。

第55条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第8条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同

条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第8条の3第9項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第15条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第17条の2中「附則第15条第1項及び第3項」を「附則第15条第2項及び第4項」に、「附則第15条第1項及び第4項」を「附則第15条第2項及び第5項」に、「附則第15条第2項、第4項及び第5項」を「附則第15条第2項、第3項及び第5項並びに第16条」に、「附則第15条第4項及び第5項並びに第16条」を「附則第15条第5項、第16条及び第21条」に、「附則第16条の「農地」を「附則第21条の「農地」に、「附則第16

条の「前年度分の」を「同条の「前年度分の」に、「附則第21条及び第22条」を「附則第17条及び第22条」に、「附則第22条」を「附則第22条第2項」に改める。

附則第18条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第9条の4の改正規定、第55条の2の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び第55条の3の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第3条第3項及び第4項の規定は、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条ただし書の規定による改正後の野田市税賦課徴収条例（以下「ただし書新条例」という。）第9条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「ただし書施行日」という。）以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条の規定による改正後の野田市税賦課徴収条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法

等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 ただし書新条例第55条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、ただし書施行日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4 ただし書新条例第55条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、ただし書施行日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市税賦課徴収条例 (昭和25年野田市条例第27号)

改 正 案	現 行
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第9条の4 法第20条の10の納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、野田市手数料条例(昭和51年野田市条例第4号)の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(第2号から第5号まで、第8号及び第10号に掲げるものに関しては、主たる事務所又は事業所を千葉県内に有する法人又は団体に対するものに限る。)若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の7 (略)</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第9条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、野田市手数料条例(昭和51年野田市条例第4号)の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(第2号から第5号まで、第8号及び第10号に掲げるものに関しては、主たる事務所又は事業所を千葉県内に有する法人又は団体に対するものに限る。)若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の7 (略)</p>

2～8 (略)

9 法第 321 条の 8 第 62 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 62 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 71 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第 55 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、野田市手数料条例の規定により徴収する。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。
(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第 55 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、野田市手数料条例の規定により徴収する。

附 則

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定

2～8 (略)

9 法第 321 条の 8 第 60 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 60 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 69 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第 55 条の 2 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、野田市手数料条例の規定により徴収する。ただし、法第 416 条第 3 項又は第 419 条第 8 項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第 55 条の 3 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、野田市手数料条例の規定により徴収する。

附 則

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定

める割合)

第8条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 (略)

2~8 (略)

- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改

める割合)

第8条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 15 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第8条の3 (略)

2~8 (略)

- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改

修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

10 (略)

11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

12～13 (略)

(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 10 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定

修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

10 (略)

11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

12～13 (略)

(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 10 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定

資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第 15 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とす

資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第 15 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。))又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

る。

2～5 (略)

第17条の2 附則第15条第2項及び第4項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第15条第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15条第2項、第3項及び第5項並びに第16条の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第15条第5項、第16条及び第21条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第21条の「農地」とは法附則第17条第1号に、同条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第17条及び第22条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第22条第2項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

第18条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

2～5 (略)

第17条の2 附則第15条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第15条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第15条第4項及び第5項並びに第16条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第16条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第16条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第21条及び第22条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第22条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

第18条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。